

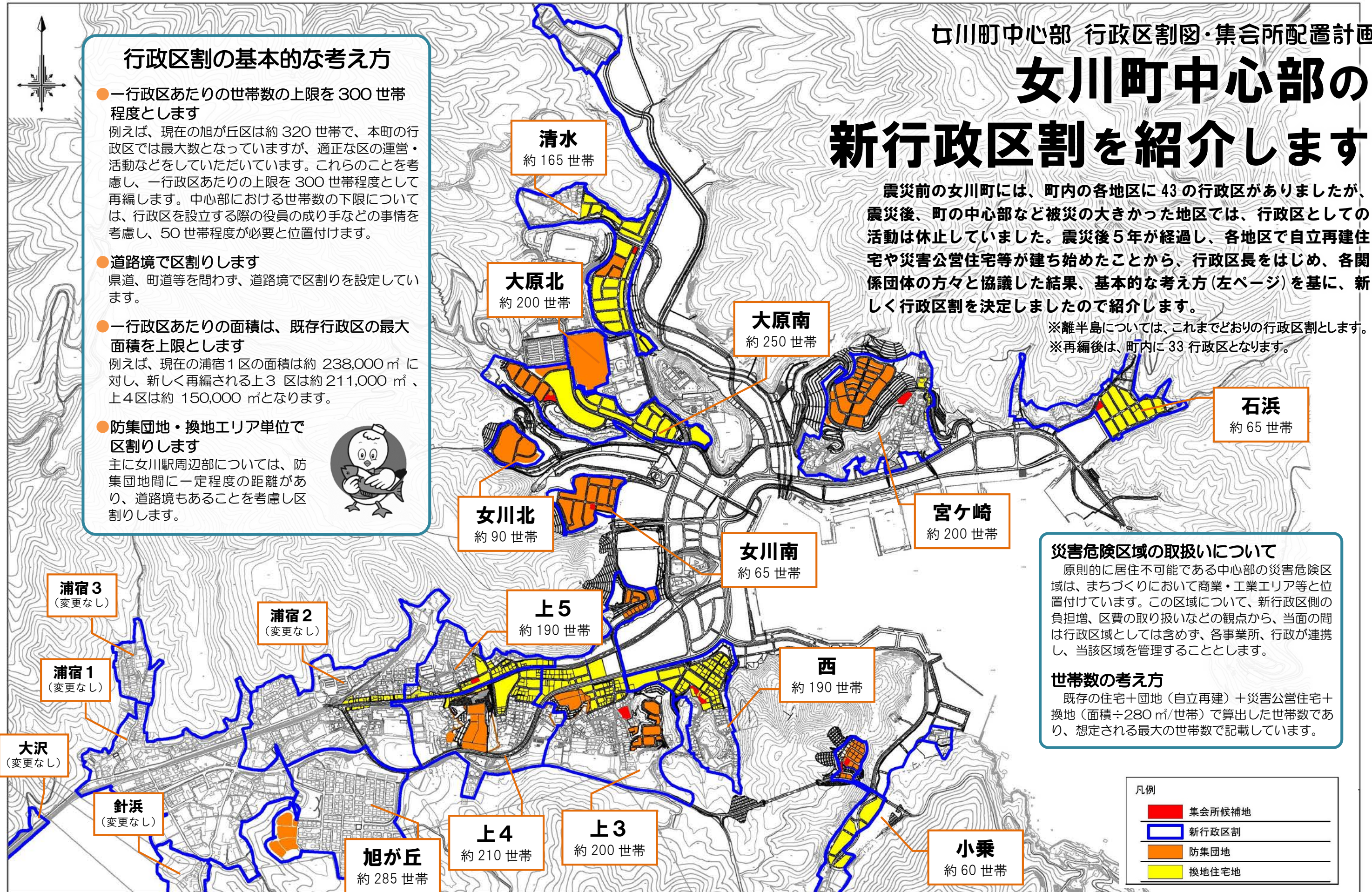
女川町中心部の 新行政区割を紹介します

震災前の女川町には、町内の各地区に43の行政区がありました。震災後、町の中心部など被災の大きかった地区では、行政区としての活動は休止していました。震災後5年が経過し、各地区で自立再建住宅や災害公営住宅等が建ち始めたことから、行政区長をはじめ、各関係団体の方々と協議した結果、基本的な考え方(左ページ)を基に、新しく行政区割を決定しましたので紹介します。

※離半島については、これまでどおりの行政区割とします。
※再編後は、町内に33行政区となります。

行政区割の基本的な考え方

- 一行政区あたりの世帯数の上限を300世帯程度とします
例えば、現在の旭が丘区は約320世帯で、本町の行政区では最大数となっていますが、適正な区の運営・活動などをしていただいています。これらのことを考慮し、一行政区あたりの上限を300世帯程度として再編します。中心部における世帯数の下限については、行政区を設立する際の役員の成り手などの事情を考慮し、50世帯程度が必要と位置付けます。
- 道路境で区割りします
県道、町道等を問わず、道路境で区割りを設定しています。
- 一行政区あたりの面積は、既存行政区の最大面積を上限とします
例えば、現在の浦宿1区は約238,000㎡に対し、新しく再編される上3区は約211,000㎡、上4区は約150,000㎡となります。
- 防集団地・換地エリア単位で区割りします
主に女川駅周辺部については、防集団地間に一定程度の距離があり、道路境もあることを考慮し区割りします。



災害危険区域の取扱いについて

原則的に居住不可能である中心部の災害危険区域は、まちづくりにおいて商業・工業エリア等と位置付けています。この区域について、新行政区側の負担増、区費の取り扱いなどの観点から、当面の間は行政区としては含めず、各事業所、行政が連携し、当該区域を管理することとします。

世帯数の考え方

既存の住宅+団地(自立再建)+災害公営住宅+換地(面積÷280㎡/世帯)で算出した世帯数であり、想定される最大の世帯数で記載しています。

凡例

■	集会所候補地
	新行政区割
	防集団地
	換地住宅地

